

2019年10月11日

各 位

不動産投資信託証券発行者名

産業ファンド投資法人
(コード番号 3249)

代表者名 執行役員 倉都 康行

URL : <https://www.iif-reit.com/>

資産運用会社名

三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社

代表者名 代表取締役社長 岡本 勝治

問合せ先 執行役員インダストリアル本部長 上田 英彦

TEL : 03-5293-7091

資産運用会社における組織の変更に伴う

業務の内容又は方法等についての変更届出提出決定のお知らせ

産業ファンド投資法人（以下「本投資法人」といいます。）が資産の運用を委託する資産運用会社である三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）は、2019年10月10日に開催した取締役会において下記の通り組織の変更（以下「本組織変更」といいます。）を行うことについて決議すると共に、これに伴う変更届出の提出について決定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 組織の変更

(1)変更の内容

管理資産の持続的拡大を目指す本資産運用会社において、物件取得時段階から、インダストリアル本部、リテール本部及びオフィス本部の各本部において、各ポートフォリオ戦略に適合した長期的視野に基づく内部成長戦略と一体化した投資活動の遂行を高度に実現する必要があると判断しました。具体的には、取得、運用及び売却を一気通貫で検討する本部体制の構築に向けて、アキュジション本部が所管していた投資関連業務をインダストリアル本部、リテール本部及びオフィス本部にそれぞれ移管することを主な内容とする、組織の変更を行うこととしました。

また、本資産運用会社が定める「環境憲章」及び「責任不動産投資に係る基本方針」に基づき、本投資法人及び本資産運用会社に係るサステナビリティ（環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）のいわゆる ESG の要素の総称）の取り組みを推進するべく、サステナビリティに関する方針、戦略及び体制等に関する事項（ただし、資産運用検討委員会に係属する事項を除く。）について、決議及び報告を行う承認機関としてサステナビリティ委員会を本資産運用会社に設置することとしました。

これに伴い、本投資法人の運用体制が2020年1月1日付で変更されるものです。

なお、本組織変更後の本資産運用会社の組織及び運用体制等については、別紙「本組織変更に関する補足説明資料」をご参照下さい。

(2)変更日

2020年1月1日

2. 法令に基づく諸届出

本組織変更に関しては、金融商品取引法及び宅地建物取引業法その他適用ある法令諸規則に従い、必要な届出等の手続を行います。

3. 業績への影響等

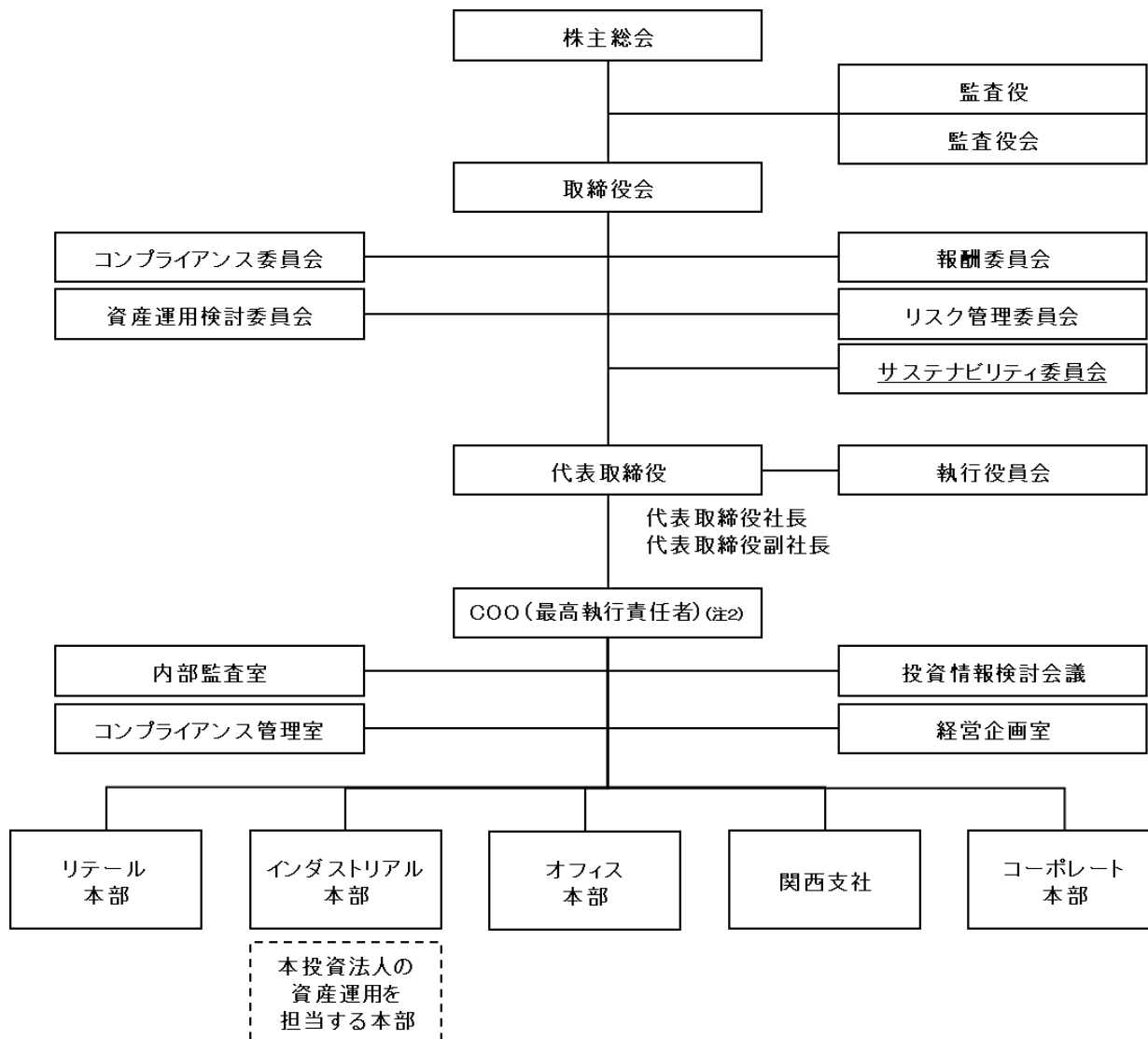
本件による本投資法人の2020年1月期(2019年8月1日～2020年1月31日)の運用状況に与える影響はなく、運用状況の予想に変更はありません。

以 上

(別紙)

本組織変更に関する補足説明資料

(1) 変更後組織図(2020年1月1日付)(注1)



(注1) 主な変更箇所を下線を付しています。

(注2) COO(最高執行責任者)はコンプライアンス担当取締役を兼任しています。

(注3) アクイジション本部の所管していた投資関連業務が、インダストリアル本部、リテール本部及びオフィス本部にそれぞれ移管されます。

(2) 組織変更後の本資産運用会社の運用体制の整備の状況

2019年4月25日付で提出された本投資法人の有価証券報告書の「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 投資法人の概況 (4) 投資法人の機構 ② 投資法人の運用体制」が2020年1月1日付で変更されます。本資産運用会社の運用体制のうち、投資情報に係る優先検討権ルールの変更の概要は以下のとおりです。主な変更箇所を下線を付しています。

② 投資法人の運用体制

c. 投資情報に係る優先検討権ルール

(中略)

vii. 開発用地（借地権が設定されていない土地をいいます。以下本c.において同じです。）に係る優先検討権

- (i) 開発用地に関しては、コーポレート本部リスク管理部が当該開発用地に最も適切であると思われる施設の計画（以下「開発計画」といいます。）を立案し、当該開発計画において当該開発用地に係る借地権を利用するものとされている施設（以下「計画施設」といいます。）の用途を基準に、上記i. からiv. までに定めるところに従って、優先検討権を付与します。

(中略)

ix. 優先検討権者の決定手順

- (i) 個別物件の優先検討権者の決定については、コンプライアンス管理室長が当該情報に係る要素を確認し、決定します。
- (ii) コンプライアンス管理室長は、優先検討権者を決定した場合、速やかに当該情報及び当該情報に係る優先検討権者その他関連する事項を、投資情報検討会議に報告します。
- (iii) 投資情報検討会議の構成員は、コンプライアンス管理室長の決定が投資情報検討会議規程その他の社内規程に反していると認めた場合、異議を述べることができます。かかる異議が述べられた場合、投資情報検討会議の構成員に代表取締役社長及び代表取締役副社長を加えた会議を別途開催します。なお、この場合において、専門家であって当該決定について特別の利害関係を有しない第三者をオブザーバーとして当該会議に招聘し、その意見を聞かなければならないものとし、コンプライアンス管理室長（代理出席者を含みます。）は、当該会議において議決権及び否決権を有しないものとし、
- (iv) 上記(iii)の会議の結果、コンプライアンス管理室長の決定について修正することが承認された場合、コンプライアンス管理室長は、これに従い、改めて優先検討権者を決定します。

x. 優先検討権の概要

- (i) 優先検討権に基づく不動産等売却情報の優先検討期間は、原則として、優先検討権付与の日から10営業日とします。ただし、コンプライアンス管理室長は、不動産等売却情報の性質に照らし、適切と判断される場合には、優先検討権者の決定に際し、当該期限を伸長又は短縮することができます。

(後略)